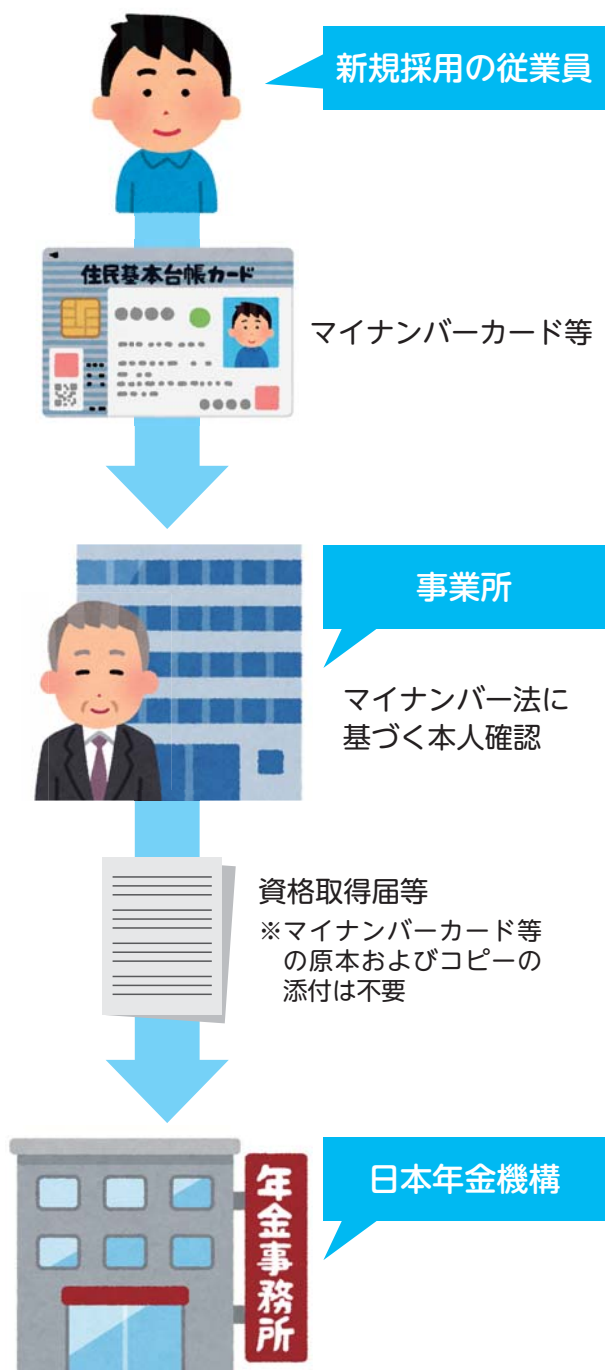


マイナンバーでの手続きが可能になりました



平成30年3月5日から、厚生年金保険および国民年金第3号被保険者関係手続きが基礎年金番号だけでなく、マイナンバーで行うことが可能となり、手続きの選択肢が増えました。

従来は、従業員を採用した場合、年金手帳の提出を求め、基礎年金番号により資格取得届を提出していましたが、今後はマイナンバーでの提出が可能となりました。

※20歳未満等で基礎年金番号をお持ちでない方は、マイナンバーを記入してください。

※被保険者のマイナンバーが変更された場合は、日本年金機構への届出が必要となります。

◆従業員の方からマイナンバーを取得する際は、事業所においてマイナンバー法の本人確認が必要です。

※国民年金第3号被保険者や被扶養者に関する届を提出する際、被扶養者のマイナンバー法の本人確認を事業所において行っていただく場合があります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

◆資格取得届にマイナンバーを記載いただくことで住所の記載を省略できます。(船員保険の被保険者を除く。)

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>